

令和5年5月臨時会

予算決算委員会資料
(子ども未来部)

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業について

1 事業内容

食費等の物価高騰の影響を特に受けて家計が悪化している低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別給付金を支給するもの。

※国の原油価格・物価高騰対策事業

2 給付額

児童1人当たり一律5万円

3 ひとり親世帯分

(1) 対象者

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている者（申請不要）
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない者（要申請）
- ③ 令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている者（要申請）

(2) 予算額

182,524千円（事業費 178,150千円 事務費 4,374千円）

令和5年度（令和4年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（国：10/10）

(3) 対象児童見込数

3,563人（2,357世帯）

(4) スケジュール

令和5年5月下旬	令和5年3月分児童扶養手当受給者（①）案内通知送付
5月31日	初回支給
6月上旬	家計急変者等（②③）市ホームページ等で周知
中旬	申請受付開始
7月上旬	以降随時支給
令和6年2月末日	申請締切

4 その他世帯分

(1) 対象者

- ① 令和4年度「子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）」を受給した者※
（申請不要）

※令和4年度給付金受給者

- ・令和4年4月分児童手当又は特別児童扶養手当受給者のうち令和4年度の住民税が非課税である者
- ・上記以外で18歳未満（障がい児20歳未満）の児童の養育者であって、令和4年度の住民税が非課税である者又は直近で減収し、非課税と同様の事情にある者

- ② ①以外で18歳未満（障がい児20歳未満）の児童の養育者であって、令和5年度の住民税が非課税である者又は直近で減収し、非課税と同様の事情にある者
（要申請）

○令和5年3月以降令和6年2月末までに生まれる新生児も対象となる。

○ひとり親世帯分の支給世帯は除く。

(2) 予算額

114,555千円（事業費 111,550千円 事務費 3,005千円）

令和5年度（令和4年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（国：10/10）

(3) 対象児童見込数

2,231人（1,312世帯）

(4) スケジュール

令和5年5月下旬 令和4年度給付金受給者（①）案内通知送付

5月31日 初回支給

6月上旬 家計急変者（②）市ホームページ等で周知

中旬 申請受付開始

7月上旬 以降随時支給

令和6年2月末日 申請締切